

福岡県医療施設等持続化支援事業費に係る 分娩取扱施設支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県医療施設等持続化支援事業費に係る分娩取扱施設支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、「産科・小児科医療機関等支援事業実施要綱」（令和8年1月30日付け医政発0130第1号厚生労働省医政局長通知。以下「実施要綱」という。）及び福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続するための支援を行い、出生数の減少が進行するなかでも地域で安心して子どもを産み育てることのできる周産期医療体制の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たした分娩取扱施設（以下「対象事業者」という。）で、知事が必要と認める者とする。

(1) 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの分娩取扱件数が25件以上であること。

(2) 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること。

(3) 令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていること。

(4) 「令和7年度厚生労働省補正予算「産科・小児科医療機関等支援事業」に係る分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（産科施設）の活用希望調査について」（令和8年2月13日付け7医指第3192号福岡県保健医療介護部医療指導課長通知）において、分娩取扱施設支援事業に係る経費所要額調（事業計画）を提出していること。

2 前項の規定にかかわらず、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- (5) 対象事業者が実施要綱1.(5)に該当する場合

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、別表1の第1欄に定める基準額及び第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して最も少ない額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 この補助金の交付を受けようとする対象事業者は、別表2に掲げる書類を、別に知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定及び額の確定を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 対象事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第3条第2項に規定する団体であることが判明した場合

(2) 不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合

(関係帳簿等の保管)

第9条 この補助金の交付を受けた対象事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付を行った補助金の全額の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合

(2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第2号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 対象事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年5月19日から施行し、令和8年度の補助金について適用する。

別表 1（第 4 条 関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設あたり 1,160,000 円 ×分娩取扱件数減少率（%） （※1）	令和 7 年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費 ^(※2) ×分娩取扱件数減少率（%）／100 を乗じた額 職員基本給 職員諸手当 諸謝金 社会保険料	2 分の 1

※1 分娩取扱件数減少率（%）は、（令和 5 年度の分娩取扱件数－令和 6 年度の分娩取扱件数）／令和 5 年度の分娩取扱件数×100（少数点以下は切り捨て、15%を上限とする。）

※2 分娩取扱施設の運営に必要な医師、助産師及び看護師に係る経費を対象とし、これらの職種以外の職員に係る経費や分娩取扱施設の運営に携わらない医師、助産師及び看護師に係る経費は、補助対象外とする。

別表 2（第 5 条 関係）

申請書類	添付書類
1 福岡県医療施設等持続化支援事業費に係る分娩取扱施設支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）	1 分娩取扱施設支援事業 経費所要額調（様式第 1 号_別表（事業計画書）及び（内訳） 2 誓約書（別紙（様式第 1 号関係））